

## 規制の事前評価書（金融庁）

### 1. 政策の名称

金融商品取引所の業務の追加

### 2. 担当部局

金融庁総務企画局市場課

### 3. 評価実施時期

平成 26 年 3 月 13 日

### 4. 規制の目的、内容及び必要性

#### （1）現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性

金融危機後、金融取引主体に付番し、個別のエクスポージャーを集計すること等を通じて、金融取引の実態を効率的・効果的に把握するため、世界共通の識別方式による取引主体識別子（LEI：Legal Entity Identifier）（注）について、金融安定理事会（FSB）の主導の下、国際的な取組が進展している。（注）20 桁からなる法人の識別子 LEI の付番業務は、各国において取引所等が行っており、わが国においても取引所が LEI の付番業務を行うことができるようにする必要がある。

#### （2）法令の名称、関連条項とその内容

金融商品取引法第 87 条の 2

#### （3）規制の新設又は改廃の内容

金融商品取引所の認可業務に、金融商品の取引（取引所金融送品市場における取引を除く。）の当事者を識別するための番号を指定する業務を追加する。

### 5. 想定される代替案

金融商品の取引（取引所金融送品市場における取引を除く。）の当事者を識別するための番号を指定する業務を、取引所が行政庁の認可なく実施できるものとする。

### 6. 規制の費用（代替案における費用も含む。）

#### （1）遵守費用

##### ① 本案

取引所において、識別子の付番業務を健全かつ適切に行うための体制の整備に係る費用が発生する。

##### ② 代替案

特になし。

(2) 行政費用

① 本案

行政庁（国）において、取引所から認可の申請があった際に、取引所業務の公共性に対する信頼や、取引所の本来業務の健全かつ適切な運営を損なう恐れがあるか確認・検証するための費用が発生する。

② 代替案

特になし。

(3) その他の社会的費用

① 本案

特になし。

② 代替案

代替案のように取引所が自由に付番業務を実施できるようになると、付番体制が不十分であったり、付番のノウハウに欠ける取引所が付番機関となることによって、付番行為が適切に行われず、投資家や金融機関に影響を及ぼすなど大きな社会的費用が発生するおそれがある。

7. 規制の便益（代替案における便益も含む。）

① 本案

各国で付番機関が設立され、世界共通の識別方式による取引主体識別子の付番が行われる中、取引所が付番を実施できるようになれば、付番を必要とする国内の金融取引主体が国内の付番機関から付番されることが可能となり、利便性が向上する。また、金融取引の実態を効率的・効果的に把握し、システムリスクを未然に防ぐことが可能となるなどの便益を得ることとなる。

② 代替案

本案と同様。

8. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

(1) 費用と便益の関係の分析

本案においては、取引所が付番業務を健全かつ適切に行うための体制整備に係る遵守費用や、申請のあった取引所に当該業務を認可する際の行政費用が発生するが、それら費用は僅少なものととどまると考えられる。一方で、当該措置を講じることによって、国内の金融取引主体が国内の付番機関から付番されることが可能となることに加え、金融取引の実態を効率的・効果的に把握し、システムリスクを未然に防ぐ

ことが可能となるなど、大きな便益を得ることとなり、便益が遵守費用及び行政費用を上回る。

## (2) 代替案との比較

代替案によって得られる便益は本案のそれと変わらない一方で、遵守費用や行政費用は、軽減されることが考えられる。

しかしながら、代替案では、行政庁が事前取引所の付番の運営体制を把握することができず、十分な運営体制が整えられない場合にも付番業務を行い得ることとなり、結果として付番行為が適切に行われないことによって、取引所に関わる投資家や金融機関に広く影響を及ぼすなど大きな社会的費用が発生する蓋然性が高くなるため、本案による改正は適当であると考えられる。

## 9. 有識者の見解その他関連事項

特になし。

## 10. レビューを行う時期又は条件

「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の施行後5年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。